

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長します

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

**令和3年6月30日まで適用期間が延長になりました**

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で「新型コロナウイルス感染症」に感染した方などが、療養のために仕事を休んだ期間に対して傷病手当金を支給しています。

### 適用期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で療養のため仕事を休んだ期間を、令和3年6月30日まで延長

※ 入院が継続する場合は、最長1年6か月まで

### 支給要件

・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方  
・勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方

※ 給与収入の全部または一部の支払いを受けている方には、給与の支払いを受けている間は、傷病手当金を支給できません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します

### 申請方法

申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

申請には、医師の証明(医療機関を受診した場合のみ)や事業主の証明書が必要となります。



後期高齢者  
医療保険



国民健康保険

## 国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合せ 保険年金課国民健康保険担当

国保に加入するとき、国保をやめるときは、届出をお願いします。

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入している方や、生活保護を受けている方を除く74歳以下のすべての人が、安心して医療を受けられるように加入することとなっています。

職場の健康保険などをやめるときや加入したときなど、国民健康保険に異動があった場合は異動の届出が必要です。

### 加入の届出

会社の健康保険をやめたり被扶養者から外れたときは、国民健康保険の加入の届出が必要です。届出が遅れると国民健康保険税も遡って納付することになります。

### 届出に必要なもの

- ① 会社の健康保険を喪失した証明書
- ② 個人番号カードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの、国保加入者全員分)
- ③ 運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

### 喪失の届出

会社の健康保険に加入したり被扶養者に入ったときは、国民健康保険の喪失の届出が必要です。届出がされないと国民健康保険税が課税されたままになります。また、会社の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費を返還していただくことになります。

### 届出に必要なもの

- ① 国保の保険証など交付書類
  - ② 会社の保険証
  - ③ 個人番号カードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの)
- ※ ①～③ともに国保加入者全員分



## 「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合先 保険年金課国民年金担当

対象者	大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍している学生 ※ 所得が128万円 + 扶養親族数×38万円 + 社会保険料控除などを計算した額以下である方		
申請方法	年度ごとに市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出 ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による提出もご利用ください		
申請に必要なもの	①本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ②年金手帳 ③申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書 ※ 同一世帯の代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類		
学生納付特例	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や自営業者などの方は国民年金に加入することが義務づけられています。学生の方で納付が困難な場合には、前年の本人所得が基準以下であれば保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例承認期間は年金の受給資格期間として計算されますが、将来の年金額には反映されません。

しかし、猶予された期間の保険料は、10年以内であれば納めることができます(追納)。承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、早めの追納をお勧めします。追納することにより、将来受け取る年金額に反映されます。また、社会保険料控除により所得税、住民税が軽減されます。

## 人権擁護委員を紹介します

問合先 総務人権推進課人権推進担当

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人びとの人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題など)に対し、法務局や市役所などで人権相談を行っています(P25参照)。相談は無料

で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5います。

根岸芳子さん  
 新井義忠さん  
 木田薫さん  
 宇津木和美さん  
 岸田栄さん

## 学生納付特例に関するQ&A

- Q. 学生納付特例は一度申請すれば卒業するまで継続しますか？**  
 A. 年度ごとに申請する必要があります。令和2年度に学生納付特例を承認された方で令和3年度中も在学予定の方は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ)の返送でも申請ができます。
- Q. 学校が変わったときもハガキの申請書で手続きできますか？**  
 A. 大学院に進学する場合や、短期大学から4年制大学に編入する場合など、学校が変わったときはハガキの申請書では手続きできません。
- Q. 学生でなくなったときはどうなりますか？**  
 A. 卒業などにより学生でなくなった方が国民年金に加入している場合、学生納付特例は終了します。収入がなく、国民年金保険料を納めることが難しいときは、国民年金保険料を免除または猶予する制度があります。年金事務所または市役所へ申請書を提出してください(郵送可)。
- Q. 3月で卒業し、4月から勤務先で厚生年金に加入しましたが、納付書が届きました。手続きする必要はありますか？**  
 A. 勤務先で厚生年金加入手続きを行ってください。市役所などへの届出は必要ありません。4月分以降は納付の必要がないので、納付書は破棄してください。
- Q. 追納の手続きはどのようにすればよいのですか？**  
 A. 年金事務所へ電話で申し込んでください。申込み後に届く申請書に記入して返送すると、年金事務所から追納用の納付書が届きますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

## 競争入札参加資格審査申請の追加受付

問合先 財政課契約担当

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

**入札参加資格の有効期間**  
令和3年8月1日から令和5年3月31日まで

**建設工事など**  
**受付期間** 5月6日(木)～21日(金)  
※ 既登録業者の追加申請は、5月6日(木)～28日(金)

**申請方法** 関係書類を埼玉県総務部入札審査課へ郵送(消

印有効)。  
詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。

**物品・その他**  
**受付期間** 5月6日(木)～31日(月)  
**申請方法** 市役所(〒350-1229 2住所不要)へ原則郵送(消印有効)  
詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 令和3年度国民年金保険料の前納について

問合先 保険年金課国民年金担当

4月からの国民年金保険料は、月額1万6610円で、日本年金機構より送付される納付書には、6か月および1年前納用も同封されています。国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用され、お得です。

※ 口座振替、クレジットカードによる令和3年4月からの前納は、2月末日で受付を終了しました

現金(納付書)による2年前納をご希望される方は年金事務所にお申し出ください。申

請書をお送りします。  
また、日本年金機構のホームページにも申請書を掲載しています。

納付書での前納の場合

区分	保険料額	割引額
6か月前納	9万8850円	810円
1年前納	19万5780円	3540円
2年前納	38万3810円	1万4590円

## 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問合先 保険年金課国民年金担当



国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後期間として認められた期間は保険料を納めた期間として扱われるため、将来の金額に反映されます。

産前産後期間は保険料が免除されますが、付加保険料(400円)は納付することができます。

また、すでに保険料を前納された場合、産前産後期間の保険料は還付となります。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)

### 対象者

国民年金第1号被保険者で  
出産日が平成31年2月1日以  
降の方

### 免除期間

・ 出産予定日または出産日が  
属する月の前月から4か月間  
・ 多胎妊娠の場合は、出産予  
定日または出産日が属する月  
の3か月前から6か月間

### 申請窓口 保険年金課

出産予定日の6か月前から  
申請可能です。

出産日前に届書を提出する  
場合には、母子健康手帳など  
をお持ちください(出産後に  
届書を提出する場合には原則  
不要)。

ただし、被保険者と子が別  
世帯の場合には、出産日など  
を明らかにする書類が必要で  
す。



詳細はこちら



## 監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

令和3年度監査実施予定		
種類	事務の内容	予定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているかを検査します。	毎月
定例監査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します。	10～2月
工事監査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します。	随時
財政援助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します。	10・11月
決算審査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します。	6・7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します。	6・7月
財政健全化審査	「財政健全化法」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します。	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。※ 監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します

## 障害者手当などのお知らせ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。①～③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です(令和3年度は手当額の改定はありません)。

### ① 特別障害者手当

**対象** 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

**手当額** 月額2万7350円

※ 所得制限があります

### ② 障害児福祉手当

**対象** 20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳(A)を持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

**手当額** 月額1万4880円

※ 所得制限があります

### ③ 特別児童扶養手当

**対象** 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1級、3級、4級の一部、療育手

帳(A)、A、B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。

**手当額** 重度(手帳1級)月額5万2500円、中度(手帳2級)月額3万4970円

※ 所得制限があります

### ④ 在宅重度心身障害者手当

**対象** 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳(A)・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ 特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます

**手当額** 月額5000円

※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります



## 公務員の方の児童手当

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和3年4月1日付けで公務員になった方、公務員を退職される方、独立行政法人に outward される方は、それぞれ手続きが必要になります。  
必ず4月30日(金)までに手続きを行ってください。手続きが遅れ、過払いになった場合は、返還していただく必要があります。

○市での手続き  
手続きに必要なもの  
○認定請求手続き  
受給者本人の健康保険証、受給者名義の口座(銀行名・支店名・口座番号)が分かるもの、マイナンバーが分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)  
○消滅手続き  
持ち物はありません。  
○勤務先での手続き  
各勤務先でご確認ください。

## 多子世帯応援金を支給します

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

子どもの誕生を祝い、多子世帯の子育てを応援するため、第2子以降のお子さんを出産された家庭に対し、応援金を支給します。  
**支給対象となるお子さん**  
誕生の日以後、継続して市内に住所を有する第2子以降のお子さん  
**支給対象者**  
次の要件を満たす方が対象です。  
①4月1日以降に対象のお子さんを出産した方または配偶者で、市に1年以上継続して住んでいる方  
※1年に満たない場合は、1年を経過した日から支給対象となります。



象となります  
②申請時点で租税などの未納・滞納などがない方  
**支給内容**  
第2子 1万円  
第3子以降 5万円  
**申請方法**  
出生届の提出時に申請してください。

## 住宅の耐震診断・耐震改修に補助金を交付します

問合せ先 都市計画課開発建築担当

**対象**  
昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建住宅または兼用住宅  
※耐震改修は、耐震診断による安全性評価が1・0未満の建築物  
**補助金額(予算の範囲内)**  
・耐震診断 費用の2分の1で上限5万円  
・耐震改修 費用の100分の23で上限20万円



**その他**  
補助金の交付には、その他の条件がありますので、必ず耐震診断・耐震改修の実施前にお問い合わせください。  
すでに着手された方は補助の対象になりません。

## 一本松駅バリアフリー施設が完成しました

問合せ先 都市計画課交通政策担当

東武鉄道(株)により、令和元年度から進められてきた一本松駅のバリアフリー整備工事が完了しました(これらの工事に対し、市は補助を行っています)。  
令和2年度は、上り・下りホームにエレベーター各1機、そのエレベーターをつなぐ連絡通路、駅北側に改札外エレベーター1機を新たに設置し、3月から供用を開始しています。  
バリアフリー施設については、優先的に利用すべき人が必要なときに利用できるよう、ご協力をお願いします。



## 春の全国交通安全運動を実施します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故を防止するため、春の全国交通安全運動を実施します。

4月は新生活の始まる季節です。どこか気持ちが慌ただしくなり、気がそれてしまいがちです。焦りや不安は、事故を引き起こす大きな要因となります。自分自身を交通事故から守るために、時間と心に余裕を持ち、交通ルールとマナーを必ず守りましょう。

交通事故防止のために、どんなときでも5つの行動を忘れずに実施しましょう。

### もしかして(危険予測)

もしかして、自動車・バイク・自転車・歩行者が「飛び出す」、「動き出す」、「急に方向を変える」かもしれないという意識を持ちましょう。

### 止まる(一時停止)

「止まれ」の標識への意識を持ち、完全に止まります。

### 見る(安全確認)

どんなときでも、左右、前後、周りが安全かどうかを自分の目でしっかり見ましよう。

### 待つ(安全確保)

心と時間にゆとりを持ち、安全が確保されるまで、人や車が通過するのを待ちましよう。

### 確かめる(再確認)

安全に横断、通行ができるかどうか、もう一度、よく確かめてください。

### 実施期間

4月6日(火)から15日(木)まで

### 市運動重点

安全運転・安全確認の徹底

### 街頭指導

日時 4月9日(金) 10時～

場所 ワカバウォーク



## 図書館の新サービス

問合先 中央図書館 ☎271・3001

## 申請書などの押印手続を見直します

問合先 政策推進課政策担当

市民サービスの向上や行政手続きの効率化を進めるため、市に提出する申請書などの押印手続を見直しました。押印が不要となる申請書などは、市のホームページをご確認ください。

ただし、国や県などにより義務とされているものなど、一部の書類は引き続き押印が必要です。

また、手続きの際に自署や

本人確認書類(マイナンバーカードや免許証の提示)をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

**押印を見直した件数**

1365件のうち978件(3月10日時点)

※ ホームページに一覧を掲載しています



HPはこちら

図書館では従来からのサービスに加え、4月1日から新たなサービスを開始します。暮らしを豊かにする場所として図書館を利用してみませんか？

### ホームページのリニューアル

- ・PC本棚機能(読みたい、読んだ本の記録)の追加
- ・電子図書館との連動

### 中央図書館の子育て支援

- ・託児サービスの開始(毎月第3金曜日10時～12時の間の1時間以内)
- ・「おはなし会」に保育士が参加。子育て相談にも対応

### 新機種の設置

- ・セルフ貸出機の設置(中央図書館)
- ・書籍除菌機、デジタルサイネージ(電子看板)の設置(中央図書館、若葉駅前カウンター)

### その他

- ・電子図書館の本格導入
- ・「つるがしまアートライブラリー」(芸術関連)コーナーの設置(中央図書館)

利用方法などの詳細はお問い合わせください。



詳細はこちら